

創造学園大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、創造学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとは認められない。

II 総評

大学は前身の高崎芸術短期大学の建学の精神である「行学一致」を継承し、大学の基本理念や大学の使命・目的を学則や学生便覧、ホームページなどに明記して学内外への周知を図っている。

大学は使命・目的を達成するため創造芸術学部とソーシャルワーク学部を設置し、学部横断的な学習システムを採用している。「教養教育専門部会」が設置され、教養科目には特色ある科目が多く開講されている。教学の意思決定組織として教授会などが設置されているが、教学に関する重要事項が審議されておらず、それら教学組織が機能しているとはいえない。

大学の教育目的は学則に定められているが、学部又は学科の教育目的が学則に明記されていない。カリキュラム編成方針に基づき教育課程が設定されており、一部のカリキュラムに特徴が見られるが、大きな特色として掲げている四期制について詳細な規定がなく、学期ごとのカリキュラムも整備されておらず、履修登録単位数の上限の設定もない。

アドミッションポリシーが明文化されておらず、過去5年間の両学部の収容定員も充足されていない。複数の方法により入学者選抜が行われており、平成22(2010)年度に多くの社会人学生を受入れたことによりソーシャルワーク学部の入学者数が大幅に入学定員を超過している。「授業評価アンケート」が冊子にまとめられているが、その分析と検討が行われていない。オフィスアワーに対する認識がなく、設置された意見箱も活用されていない。経済的支援のため特待生制度や各種奨学金制度が整備されているが、学生の心の問題に対応するための相談体制に不備があり、保健室に専門の職員も配置されていないなど、十分な支援体制は構築されていない。組織的な就職・進学支援体制も構築されていない。

必要な教員数は確保されているが、教授数が平成21(2009)年度から大学設置基準で定められている数を満たしていない。教員の配置にも問題が散見されるなど、適切な教員組織が編制されているとは認められない。教員の授業担当時間数に偏りがあり、教育研究以外の校務時間も多し。明確な教員人事の方針が示されておらず、手続きも不明確である。学内研究費の支給がなく、研究支援体制が整備されているとはいえない。FD(Faculty Development)の理念が理解されておらず、組織的な取組みがなされていない。

職員組織に関する規程はあるものの、実際に稼働している分掌及び組織が規程と整合していない。事務業務の統括責任者が配置されておらず、組織が機能していない。職員人事が実質的に任命権者によって行われており、採用・昇任などに関する方針と基準に関する明確な規定もない。職員の資質・能力向上を図るための組織的な取組みがなされていない。事務組織が教務部と連携して教育研究支援を行うことになっているが、担当事務体制が構築されていない。

財務及び運営面の窮状は理事会が機能していないことに起因する。大学運営改善に関わる事案が議案として取上げられていないなど、理事会において改善に向けての取組みが見られない。また、大学の諸業務を監査する監事が役割を果たしていない。学部の教学組織が自らの役割を認識していないため、管理部門と教学部門の連携機能を果たすために設置された「連絡会議」が機能していない。自己点検・評価が授業評価アンケート実施に矮小化され、大学の運営全般についての点検・評価が行われていない。

消費支出比率が年々悪化しており、収容定員充足率が過去5年間において定員数を大きく下回っている。平成21(2009)年度末の短期借入金残高は翌年度予算の帰属収入を大きく上回り、短期借入金の返済もほとんど予算化されていない。危機的財務状況にも関わらず財務に関する中長期計画が策定されていない。公開されている財務情報資料が私立学校法で定められた要件を満たしておらず、ホームページなどでの公開も行われていない。有価証券の購入と売却を繰返しているが、資産運用規程は全く整備されていない。

大学設置基準で必要とされる面積よりも広い校地・校舎を保有し、2つのキャンパスに特徴的な施設が教育研究に供されている。図書館の開館時間や図書・資料の充実に関しては検討を要するが、閲覧座席数は確保されている。八千代キャンパスではバリアフリー化が進んでおり、中山キャンパスにおいても整備中である。高崎駅と両キャンパスを結ぶスクールバスを運行し、キャンパス周辺に駐車場を設けるなど、教職員・学生の通勤・通学の便が図られている。

中山キャンパスにある多くの施設が社会に提供されている。また、大学が保有する人的資源が社会に積極的に提供されている。中国や台湾の大学との交流を通じて国際交流が行われている。地域社会との密接な協力関係を構築するため教職員の意識改革と制度改革が進行中である。

組織論理に関する規程は整備されているが教職員に周知されていない。教職員の倫理意識の醸成を促す組織的な体制整備が必要である。危機状況の際の行動を定めたマニュアルが未整備であり、危機管理体制が不十分である。また大学情報を積極的に公開するなど、大学に対する社会の信頼を向上させる努力が見られない。

大学は、学習方法の一つとして平成22(2010)年度からE.L.D.(E-Learning Department)を導入したが、教育組織上における位置付けが不明確であり、学則上の記載も規程などの整備もないまま、E.L.D.によるクラス編制や入学者選抜が行われ、独自の入学定員や授業料が設定されている。また、E.L.D.の「スクーリング」履修で定めている単位の認定方法が大学設置基準第21条に抵触をしている。

総合的に判断すると、大学は当評価機構が定める評価基準を満たしていると認めることはできない。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

大学は前身である高崎芸術短期大学の建学の精神「行学一致」を継承し、その具現として表現された「創造学園大学クレド」を掲げ、大学の基本理念である「芸術と福祉の融合」とともに学生便覧や大学ホームページなどに掲載することによって、建学の精神などの周知を学内外に図っている。

また、「行学一致」に基づく大学の使命・目的は学則などに明記され、学内外に対して周知が図られている。

大学は、「建学の精神を具現する行動の一つは環境に対し払われる積極的な関心である」ととらえ、「環境」を「国際」と「福祉」に関連した教育組織を結ぶ基本的な教学コンセプトとして位置付け、建学の精神と大学の使命・目的との整合性をさまざまな機会を利用して学内外に説明している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしていない。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するために創造芸術学部とソーシャルワーク学部の 2 学部を設置している。「芸術と福祉の融合」という大学の基本理念から、学部横断的な学習システムを採用している。

教養科目にはユニークな科目が多く開講されているが、教養科目を運営する組織である「教養教育専門部会」は平成 22(2010)年 9 月に立上げたばかりであり、組織上の体制の確立や問題点の検討などは今後の課題である。

大学は平成 22(2010)年度より各教学組織で E.L.D.(E-Learning Department)と称する学習方法を採用している。しかし、実際には設置認可を受けた独立する教学組織としてとらえた運営を行っている。この詳細は各教学組織の便覧に記載されておらず、教学組織における位置付けも明確ではない。

大学の意思決定組織として教授会、「二学部会議」「運営委員会」などが設置されているが、専任教員の採用、昇任、退職の人事やカリキュラム改編などの重要事項が教授会において審議されていないなど、教学に関する会議体が機能しているとはいえない。

【改善を要する点】

- ・学習方法の一つである E.L.D.(E-Learning Department)によるクラス編制や入学者選抜などが行われているが、学則上の規定や運用するための規程がなく、組織上の位置付けも不明確のまま運用されている点について、改善が必要である。
- ・教授会において、「創造学園大学教授会規程」に明記されている教員の人事に関する事項をはじめ、カリキュラムの改編など、大学の重要事項が審議されておらず、教授会が機能していない点について、改善が必要である。

【参考意見】

- ・「教養教育専門部会」の教育組織上の位置付けを明確にするとともに、大学の意図する教養教育が十分にできる組織上の措置を講じることが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしていない。

【判定理由】

カリキュラムの編成方針に基づき、教育課程が設定されている。音楽学科の「洋邦併習」「ワークショップ」や芸術学科のコース制、ソーシャルワーク学科の社会福祉従事者としての実践的な力量習得を重点とするカリキュラムの編成などに特徴が看取できる。

授業担当教員が事務局と連携を図り、「授業記録」「レッスンカード」などを用いて学生の学習状況の把握に努めている。

しかしながら、大学の教育目的は学則に定められ建学の精神「行学一致」とともに公表されているが、学部又は学科の教育目的が学則に明記されていない。また、大学は平成 21(2009)年度から四期制を導入し、カリキュラムの見直しを行ってきたが、学期ごとのカリキュラムが整備されておらず、学則や学生便覧などに詳細な記載もなく、学生などに対する周知徹底が図られていない。

各学部、学科が学習方法として採用する E.L.D.(E-Learning Department)を主とする学生に対し大学が「スクーリング」と称する科目履修の単位の認定方法が大学設置基準第 21 条に違反している。

学生の年間履修登録単位数に上限の設定がなく、学習の質の保証が十分とはいえない。

【改善を要する点】

- ・学部又は学科の教育目的が学則などに明記されていない点について、改善が必要である。
- ・四期制に関し、学期ごとのカリキュラムが整備されておらず、学則などへの明記もなく、学生などに対する周知徹底がなされていない点について、改善が必要である。
- ・E.L.D.の「スクーリング」履修において、「1～2 週間で 64 単位まで修得できる」という単位の認定方法は大学設置基準第 21 条に抵触している点について、改善が必要である。
- ・履修登録単位数の上限が設定されていない点について、改善が必要である。
- ・「海外留学制度」の利用実績はあるが、学則上の定めがなく、また単位認定に対する明確な基準を含む規程も整備されていない点について、改善が必要である。

【参考意見】

- ・シラバスに一部の科目の成績評価の基準が示されていない点について、是正が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしていない。

【判定理由】

2 学部 3 学科のアドミッションポリシーはオープンキャンパスや講習会、大学見学会の開催などにおいて参加者に説明されているが、明文化はされていない。

入学者選抜については、AO 方式、推薦、社会人などの方式により、学長を委員長とする入試委員会のもとで実施・運営されているが、学習方法の一つである E.L.D.(E-Learning Department)によってクラス編制を行い、そのための入学者選抜も行われている。

過去 5 年間の入学者数が入学定員を満たしたことはなく、定員充足率も下降傾向にある。平成 22(2010)年度は E.L.D.に多くの社会人学生を受入れたことによりソーシャルワーク学部の入学者数が入学定員を大幅に超過した。

学習支援は、教務課と各学科の助手・副手により、また教務部の教員により個別指導を中心に行われ、AO 入試による合格者への入学前講習会やレポート課題の添削を実施するなど入学前教育も行われている。「授業評価アンケート」の結果は冊子にまとめられているがアンケート結果への分析や検討がされていない。また、教員のオフィスアワーが設けられておらず、両キャンパスの意見箱も活用されていない。

経済的支援については、大学独自の特待生制度や各種奨学金制度が整備されている。学生サービスとして臨床心理士を含む教員による相談の対応が主で、医師免許を持つ教員も健康相談に応じていると大学が自己評価しているが、十分な相談体制が構築されているとはいえず、2 つのキャンパスの保健室に専門の職員も配置されていない。

就職・進学支援は教職員協同で行われているが、キャリア教育やインターンシップなどを含め、組織的な支援体制は構築されていない。

【改善を要する点】

- ・ソーシャルワーク学部の平成 22(2010)年度の入学者数が入学定員を大幅に超過している点について、教育環境への影響を考慮した改善が必要である。
- ・E.L.D.は一つの学習方法であるにも関わらず、大学は E.L.D.があたかも独立した教学組織であるかのごとく授業料を設定し入学者選抜を行って学生を受入れている点について、改善が必要である。
- ・学習支援は主に教員個人に委ねられており、「授業評価アンケート」結果の分析がなく意見箱も活用されていないなど、学生への学習支援の組織的な体制が構築されていない点について、改善が必要である。
- ・キャリア教育やインターンシップなどを含め、組織的に就職・進学支援体制が構築されていない点について、改善が必要である。

【参考意見】

- ・オフィスアワー設置に向けて全学的に取り組むことが望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしていない。

【判定理由】

教育課程を遂行するための専任教員数は大学設置基準上の必要教員数を満たしているが、平成21(2009)年度から大学設置基準上必要な教授数が充足されておらず、教員の配置にも問題があり、適切な教員組織とは認められない。

教員の採用・昇任についての明確な方針が示されておらず、手続きも不明確であり、規程はあるものの、明確な基準がない。

一部の教員の授業担当時間数に偏りがあり、また教育研究以外の校務の時間も多く、実態として大きな負担となっている。学内研究費が支給されておらず、研究支援の体制が整備されているとはいえない。

「授業評価アンケート」は冊子としてまとめられているが、FD(Faculty Development)活動が授業評価のみに矮小化されており、FD に対する理解がされておらず、FD を推進する委員会も未設置である。

【改善を要する点】

- ・大学設置基準で求められている教授数を満たしていない点について、改善が必要である。
- ・教員の採用、昇任などに関する明確な基準や手続きが「大学教員規程」に記載されていない点について、改善が必要である。
- ・平成 18(2006)年度以降、教員の教育研究活動を支援するための教育研究経費が全く支給されていない点について、改善が必要である。
- ・「授業評価アンケート」以外に FD 活動の実態はなく、そのための委員会も設置されていない点について、改善が必要である。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしていない。

【判定理由】

職員の組織編制は「学校法人堀越学園事務組織及び事務分掌規程」に定められているが、実態は同規程と整合していない。「創造学園大学組織機構配置図」によると、事務組織は法人事務を担当する事務組織と大学事務を担当する事務組織に分掌されているが、法人事務を統括する事務局長・財務部長・総務部長・経理課長が配置されておらず、組織として機能していない。

職員の採用・昇任・異動は任命権者の裁量行為とされ、採用・昇任などに関する方針、基準が明確にされていない。契約では「学校法人堀越学園専任教職員勤務規程」に「職員

の雇用期間は1年以内かつ当該年度以内とする」と定められているが、雇用延長などに際しての更新の諸手続がなされていない。

職員の資質・能力向上が職員個人に委ねられており、大学としての組織的な取組みがなされていない。

教育研究支援は事務体制が教員組織の教務部と連携しながら行うと規定されているが、その事務体制が構築されていない。

【改善を要する点】

- ・大学の目的を達成するために必要な職員が役職者を含め適切に配置されていない点について、改善が必要である。
- ・事務組織及び事務分掌を定めた規程が大学の実状に即していない点について、改善が必要である。
- ・寄附行為、学則、諸規程、議事録、自己評価報告書などの作成及び会計処理の事務業務全般に不備が見られる点について、各職員の業務に関する知識と理解を高めるとともに法人及び教学の関係部署の事務体制を整備、強化するなど、改善が必要である。
- ・大学として職員の資質・能力の向上を図るための組織的な取組みを行う体制が整備されていない点について、改善が必要である。
- ・教育研究支援の事務体制が構築されていない点について、教員組織と事務組織の役割分担を明確にし、事務組織がその責務を果たすよう改善が必要である。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしていない。

【判定理由】

大学の教育目的を達成するためには設置者である学校法人が大学を寄附行為に則り運営しなければならないが、大学の財務・運営面における現在の窮状は寄附行為に定める理事会が機能を果たしていないことに起因する。入学定員未充足の問題など、大学の運営改善に向けての重要事案が理事会の議案として取上げられておらず、理事会において大学の運営改善に向けての取組みがなされていない。また、大学の諸業務を監査する監事が役割を果たしているとはいえない。

管理部門と教学部門の連携に関しては、「創造学園大学二学部会議」及び大学、事務局、高崎保育専門学校、高崎医療技術福祉専門学校などの共通の審議事項、調整事項のために設置されている「連絡会議」が連携機能を果たしていると大学は自己評価している。しかしながら、管理部門と教学部門に設置された会議体がそれらの役割を認識していないため、連絡会議が十分に機能しているとはいえない。

自己点検・評価が学生による「授業評価アンケート」をまとめた冊子を刊行するにとどまり、大学の運営の全般にわたる自己点検・評価がなされていない。

【改善を要する点】

- ・理事会や評議員会において、監事が寄附行為に定められている役割を果たしていない点について、改善が必要である。
- ・寄附行為にある評議員会への諮問事項に「事業計画」の条文がない点について、改善が必要である。
- ・決算及び事業の実績について理事会が評議員会への報告や意見の聴取を行っておらず、寄附行為に「事業の実績を評議員会に報告し意見を求めること」に関する条文もない点について、私立学校法第 46 条に則り、改善が必要である。
- ・平成 22(2010)年度に開学以来はじめて作成された事業報告書に事業の実績などが記載されていない点について、改善が必要である。
- ・管理部門と教学部門の連携が機能していない点について、それぞれの会議体の構成員が法人及び大学の窮状を認識し連携体制の再構築をするなど、改善が必要である。
- ・大学の教育研究や運営の全般について自己点検・評価を行うとともにその結果を公表するよう、改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしていない。

【判定理由】

消費支出比率が法人部門、大学部門ともに過去 5 年連続で 100%を上回っており、その状況は悪化の一途をたどっている。また、収容定員充足率は過去 5 年間、両学部とも定員数を大きく下回っている。

平成 21(2009)年度末の短期借入金残高は平成 22(2010)年度予算の帰属収入を大きく上回っている状況であり、短期借入金の返済は当初よりほとんど予算化されていない。また、平成 21(2009)年度末の未払金は平成 22(2010)年 11 月の実地調査時点で支払いが滞ったままである。こうした危機的ともいえる財務状況であるにも関わらず、財務に関する中長期計画が全く策定されていない。

平成 21(2009)年度収支計算書などの作成が私立学校法第 47 条で定められた期限に間に合わず、作成された収支計算書などには不適切な会計処理が散見される。更に、計算書類を文部科学省へ提出後に計算書類の金額を訂正したにも関わらず、訂正後の計算書類が文部科学省に提出されていない。

財務情報の公開に関しては、公開されている資料が私立学校法第 47 条で定められた要件を満たしていないのみならず、ホームページなどでの公開も全くなされていない。

外部資金の導入に関しては、計算書類を改ざんして文部科学省に提出したとの理由で私立大学等経常費補助金が不交付となっており、他の補助金、寄付金などの導入も皆無に等しい。また、過去において有価証券の購入と売却を繰り返しているにも関わらず、資産運用規定は全く整備されていない。

【改善を要する点】

- ・ 帰属収入を上回る短期借入金があるにも関わらず、財務に関する中長期計画が策定されていない点について、財政の中長期的な見通しを常に明らかにしながら大学運営を行うよう改善が必要である。
- ・ 消費支出比率が法人部門、大学部門ともに過去 5 年連続で 100% を大きく上回り、財務状況が収支の均衡を欠いている点について、改善が必要である。
- ・ 平成 21(2009)年度収支計算書などの作成が 6 月末日まで遅れた点について、私立学校法第 47 条で「毎会計年度終了後 2 月以内に作成しなければならない」とされているので、改善が必要である。
- ・ 平成 21(2009)年度計算書類に、第 1 号基本金の計上部門の誤り、第 4 号基本金の計上金額の誤り、「関連当事者との取引」の注記漏れなど、適切な会計処理がなされていない点について、改善が必要である。
- ・ 平成 21(2009)年度の計算書類を文部科学省に提出後に借入金と貸付金の金額を訂正したにも関わらず、訂正後の計算書類が文部科学省に提出されていないについて、改善が必要である。
- ・ 事業報告書が閲覧に供されていない点について、私立学校法第 47 条「閲覧に供しなければならない」に準拠して改善が必要である。

【参考意見】

- ・ 財務情報をホームページに掲載することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎は大学設置基準上必要とされる面積に対して十分な面積を有している。

キャンパスは八千代キャンパス（ソーシャルワーク学部）、中山キャンパス（創造芸術学部）の 2 つに分かれ、「三福温泉」「民族楽器資料館」「水琴亭」など特徴的な施設が教育研究の用に供されている。図書館に関しては、開館時間や図書・資料の状況に一部改善が求められるものの、閲覧座席数は十分に確保されている。

施設設備の日常的な点検整備などは行われているが、建物の耐震診断は「多大な財政負担」を理由に受けていない。

平成 16(2004)年に建設された八千代キャンパスは障がい者トイレの設置など、比較的バリアフリー化が進んでおり、中山キャンパスも視覚障がい者の入学を機にバリアフリー化が進展しつつある。今後一層の整備が期待される。

最寄り駅と両キャンパス間に無料のスクールバスを運行し、キャンパス周辺に駐車場を設けるなど、教職員・学生の通勤・通学の便を図っている。

【改善を要する点】

- ・平成 18(2006)年度以降 4 年間、図書費の支出が全くなく、教育研究環境に影響することがないように改善が必要である。

【参考意見】

- ・建物の耐震診断を受診していない点について、施設の安全性確保のために、耐震診断を受診し補強工事が必要な場合は速やかに実施することが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

中山キャンパスでは、「水琴亭」「水琴奏楽堂」「フットサルコート」、八千代キャンパスでは「三福温泉」、学生食堂、売店、バレエスタジオの一般貸出し、一般開放を行っている。また、希望に応じて福祉機器の貸出しも行っており、物的資源は広く社会に提供されている。「堀越学園フェスティバル」（堀越学園オーケストラ定期演奏会など）、「堀越学園企画展」（芸術学科作品展など）、公開講座（土曜邦楽教室など）などを通じて、人的資源も社会に広く提供されている。

平成 21(2009)年度の他大学との連携実績としては、「ハルピン理工大学」の日本語学科の学生の受入れ、台湾の「聖徳基督学院大学」を訪問しての交流演奏会の実施がある。

各種のボランティア活動を通して学生が地域に貢献しており、地域社会とのより密接な協力関係を構築するため、教職員の意識改革、制度改革への取組みがなされている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしていない。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織論理に関する規程「創造学園大学倫理規程」「創造学園大学における法令遵守に関する規程」などは、平成 22(2010)年 7 月 1 日に施行されている。学生、教職員に対し周知徹底する体制、特に教職員に対する倫理意識を醸成する組織的な体制の整備が必要であるが、各種規程を取りまとめた「学校法人堀越学園諸規程集」が教職員に提供されていない。大学は高い公共性を有する社会機関であるということが理解されていない。

危機管理については、学生便覧に交通事故などから身を守るための対応が記載されているが、天災、災害、犯罪などに際して教職員や学生が迅速かつ具体的にとるべき行動などが明確に定められていない。

創造学園大学

大学の教育研究成果などの情報公開の体制が組織的に整備されておらず、財務、経営面の情報も含め大学情報を積極的に公開して社会的責務に応え、大学に対する信頼を向上させる努力がなされていない。

【改善を要する点】

- ・法人及び大学全体として、倫理意識の啓発、法令遵守などの取組みがなされていない点について、改善が必要である。
- ・情報公開を含む大学広報の組織的な運営体制が整備されていない点について、対策を講じて体制を整備した上で、経営面などの情報公開も含め、適切な広報活動を行うよう改善が必要である。

